

NK友の会

会員募集!

**各種法改正にともなう建築業務情報を提供!
設計者・ビルダーの「知りたい」に応えます**

NK友の会は建築関連業務に必要な情報と、
機構の会員相互が情報交換する場を提供することを目的としております。

会員のみなさまに以下のサービスを提供してまいります

- 建築業務に必須の情報提供
- 当社主催のセミナーや交流会への優先ご案内

この他にも順次サービス提供予定!



株式会社 **新潟建築確認検査機構**

〈本 社〉〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町10番地3(技術士センタービルⅡ6階)
TEL 025-283-2112(代表) FAX 025-283-2115

〈長岡支店〉〒940-0048 長岡市台町2丁目4番56号 越後交通ビル(E・PLAZA)3階
TEL 0258-89-6061(代表) FAX 0258-89-6081

〈QRコード〉



〈URL〉

<http://www.niigata-kikoh.com>

「NK友の会」のお申込みは、裏面の申込書をご利用ください。

NK友の会・入会申込書

株式会社 新潟建築確認検査機構
本社 NK友の会 事務局あて
FAX(025)283-2115

- 申込に必要な事項をご記入ください。
- FAX又は窓口へ提出若しくは郵送してください。
- 入会申込書の送信又は提出若しくは送付により、会員登録されます。
- NK友の会の会費は無料です。

「NK友の会」の規約に同意し、 入会を申込みます

会社名・所属	ふりがな
ご担当者職氏名	ふりがな
ご住所	ふりがな 〒 -
ご連絡先	電話番号: FAX番号:
E - m a i l	※PCのみ、携帯メールアドレスは不可 @

【個人情報の取扱い】

- ・弊社は「NK友の会規約」を制定し、個人情報保護に関する関係法令を遵守します。
- ・弊社は「NK友の会」の会員業務に利用する目的以外には、会社名・氏名・住所・電話番号・FAX番号・E-mailアドレスの個人情報を使用いたしません。
- ・個人情報は、法令に定める場合を除き、第三者への提供・開示はいたしません。

【NK友の会 規約】

〈名称〉第1条／この会は、株式会社新潟建築確認検査機構(以下「機構」という。)が設立し、「NK友の会」と称する。〈目的〉第2条／NK友の会は、会員に対し、建築関連業務に必要な情報を発信し、機構と会員相互が情報交換する場を提供することを目的とする。〈事務局〉第3条／NK友の会の事務局は、機構(本社)に設置する。〈会員〉第4条／会員の対象は、この会の目的に賛同する、機構に各申請を行っている、または行う見込みの設計事務所、建築会社等とする。〈入会・登録〉第5条／入会する際は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。〈会費等〉第6条／NK友の会への会費は無料とする。2.会員にサービスを提供するに当たり、実費を負担してもらう場合がある。〈変更の届出〉第7条／会員は、入会申込みの際に登録した内容に変更が生じた場合には、すみやかに所定の届出書を提出するものとする。〈退会等〉第8条／会員は、所定の届出書を提出することにより、退会することができる。2.NK友の会は、会員が変更の届出を行わない等の事由により、連絡が取れなくなった場合は、登録を取り消し、退会したものとみなすことができる。3.NK友の会は、会員が信用を著しく失墜させる等の事由を生じさせた場合は、登録を取り消すことができる。〈特典〉第9条／会員に対して次のサービスを提供する。ただし、サービスの内容は必要に応じて変更、追加できるものとする。1.建築関連業務に必要な情報提供。2.機構が主催するセミナー、交流会等への優先案内。〈個人情報保護〉第10条／入会にあたって会員から提供を受けた個人情報は、NK友の会が保有し、サービスの提供以外の目的に使用しないと、法令に定める場合および当該会員による明示の承諾によるものを除き、一切第三者への提供・開示はしないものとする。〈著作権〉第11条／NK友の会を通じて提供される全ての情報や著作権は、機構に帰属し、事前の承認なく複製・改変及び第三者への販売、公表等の行為を禁止する。〈免責〉第12条／NK友の会は、理由の如何を問わず、サービスの提供の遅延又は、中断並びに会員資格の取り消しにより、会員又は第三者が被った損害等について、いかなる責任も負わないものとする。2.NK友の会は、会員が本特典を通じて得た情報等に起因して、会員又は第三者が被った被害等について、いかなる責任も負わないものとする。3.NK友の会は、会員が本特典を利用するに当たり、インターネット等の通信回線を通じて送受信される情報に関して、その安全性・機密性について一切の保証責任を負わないものとする。〈廃止〉第13条／株式会社新潟建築確認検査機構が、この会の継続が困難と判断した場合には、会員にその理由を説明して、この会を廃止することができる。〈附則〉本規約は、平成27年6月1日に制定し、平成27年6月1日から施行する。